

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

- 東京都契約事務規則の一部を改正する規則……………（財務局経理部総務課）……………一
- 東京都契約事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則……………（同）……………二

訓令

- 東京都検査事務規程の一部改正……………（財務局経理部総務課）……………二

告示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可（三件）……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）……………三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………三
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）……………四
- 政治団体の届出……………（同）……………六
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………（同）……………七
- 政治団体の解散の届出……………（同）……………九
- 資金管理団体の指定の届出……………（同）……………一〇
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………（同）……………一一

- 資金管理団体でなくなった旨の届出……………三

公 告

- 都市計画事業の施行（二件）……………（建設局道路建設部管理課）……………三
- 都市計画事業の事業計画の変更（六件）……………（同）……………三

規 則

東京都契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年二月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第十六号

東京都契約事務規則の一部を改正する規則

東京都契約事務規則（昭和三十九年東京都規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「電子入札案件」を「電子案件」に、

「契約案件」を「入札案件又は随意契約案件」に改める。

第三条の次に次の一条を加える。

（事務処理の原則）

第三条の二 第一条に規定する契約については、電子入札システムに登録し、電子案件として処理するものとする。ただし、財務局長が別に定める契約を除く。

第七条第一項、第十二条第二項及び第十八条第三項中

「電子入札案件」を「電子案件」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。

（開札の立会い）

第十八条の二 契約担当者等は、令第六百六十七条の八の規定により開札を行うときは、入札者を立ち合わせなければならない。この場合において、入札者が立ち会わない

ときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。ただし、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子入札システムにより処理するものをいう。）を提出することにより行われる場合は、この限りでない。

第十九条第四号及び第五号、第二十条第二項、第二十二條第二項並びに第二十三條第二項中「電子入札案件」を「電子案件」に改める。

第三十四条の三に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、電子案件にあつては、同項に規定する見積経過調書を作成することに代えて、見積経過調書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を作成しなければならない。

第六十四条中「記録を作成し、保管する」を「第二十三条に規定する入札経過調書又は入札経過調書に記載すべき事項を記録した電磁的記録により競争入札に関する記録を作成する」に改める。

第六十五条中「記録を作成し、保管する」を「第三十四条の三に規定する見積経過調書又は見積経過調書に記載すべき事項を記録した電磁的記録により随意契約に関する記録を作成する」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都契約事務規則第十八条の二の規定は、前項ただし書に規定する日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申

込みの誘引による契約で同日以後に入札執行されるものについては、なお従前の例による。

東京都契約事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年二月二十四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第十七号

東京都契約事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

東京都契約事務の委任等に関する規則（昭和三十九年東京都規則第三百十号）の一部を次のように改正する。

第三十二条中「別記第四号様式」の下に「（当該様式に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を、「納品書」の下に「（当該納品書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を加える。

第三十九条第一項中「別記第八号様式」の下に「（契約の内容変更等に必要な書類を含む。）を加え、「により関係書類又は当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を添えて」を「（契約の内容変更等に必要な書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を契約事務システムに登録することにより」に改め、同条第二項中「別記第九号様式」の下に「（関係書類を含む。）を加え、「により関係書類又は当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を」を「（関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を契約事務システムに登録することにより」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

●東京都訓令第二号

庁 中 一 般
支 業 所

東京都検査事務規程（昭和四十三年東京都訓令甲第百七十五号）の一部を次のように改正する。

令和八年二月二十四日

東京都知事 小池 百合子

第十一条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。
第三十条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に、「二通」を「（当該検査調書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条及び第三十二条第二項において同じ。）」に改め、同条第二項及び第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

告示

●東京都告示第百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十七年東京都告示第七百七十五号東京都計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年二月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 北区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画公園事業第三・三・百十八号赤羽台のもり公園

三 事業施行期間 平成二十七年四月二十一日から令和十年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし

●東京都告示第百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき令和五年東京都告示第三百九十九号東京都計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年二月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 北区
二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画公園事業北第二・二・十八号神谷公園
三 事業施行期間 令和五年四月三日から令和九年三月三十一日まで
四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし
●東京都告示第百七十一号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一

項の規定に基づき令和四年東京都告示第千三百八十七号立川都市計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年二月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 東大和市

二 都市計画事業の種類及び名称 立川都市計画緑地事業第九号東大和狭山緑地

三 事業施行期間 令和四年十月二十一日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

変更なし

使用の部分

なし

●東京都告示第七十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和七年東京都告示第百二十四号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年二月二十四日

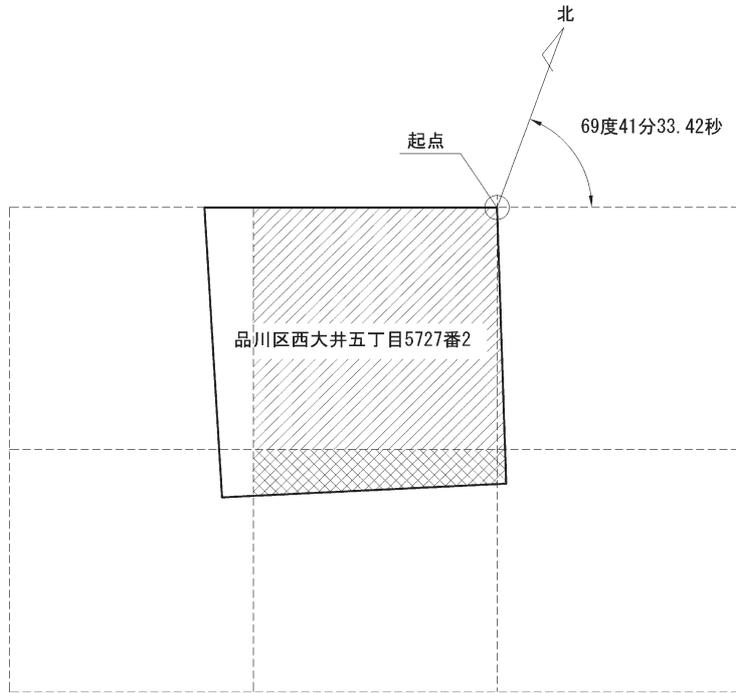
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(品川区西大井五丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特

定有害物質の種類 六価クロム化合物
三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



【凡例】

-  この告示により指定解除する区域
-  形質変更時要届出区域
(令和7年東京都告示第124号により指定した区域)
- 単位区画
- 敷地境界

【起点】

起点は、品川区西大井五丁目5727番2の最北端とする。

【格子の回転角度：69度41分33.42秒】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年二月二十四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 川 の 道 岡 田 港

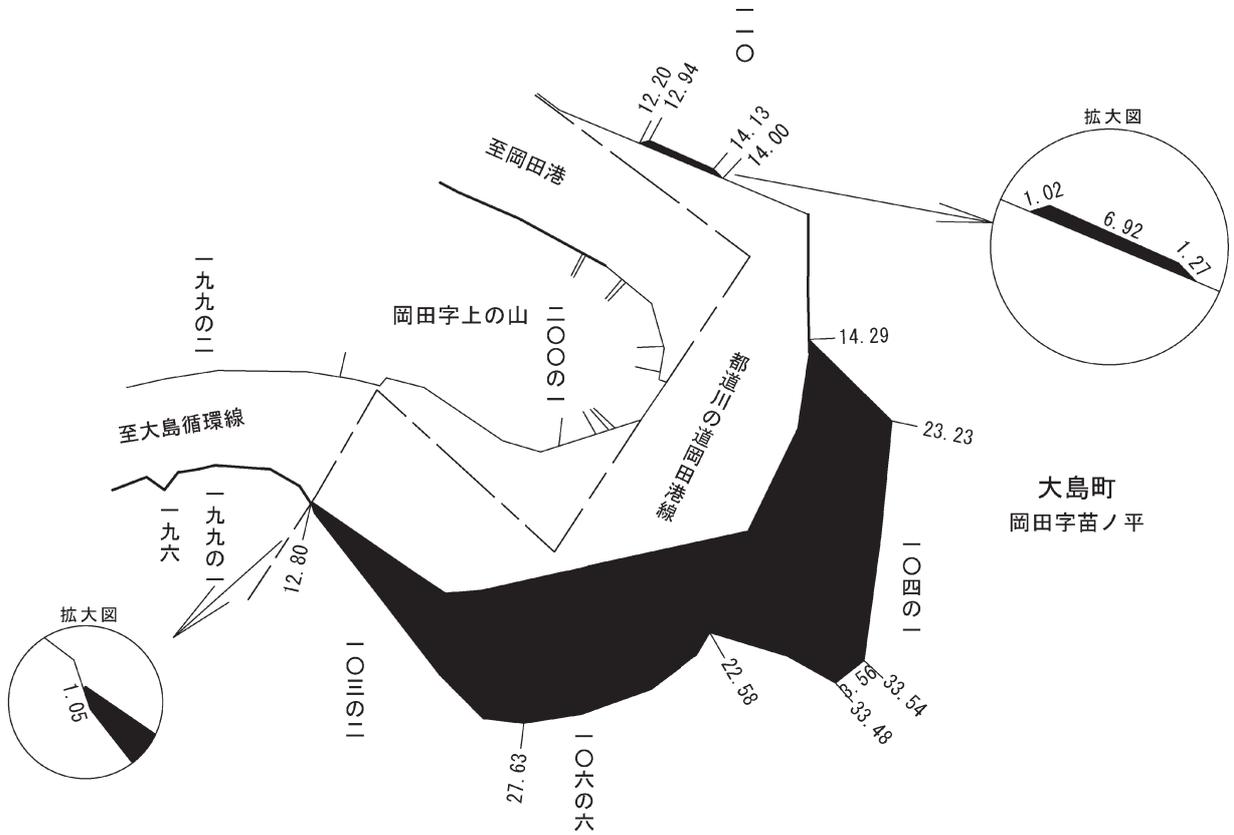
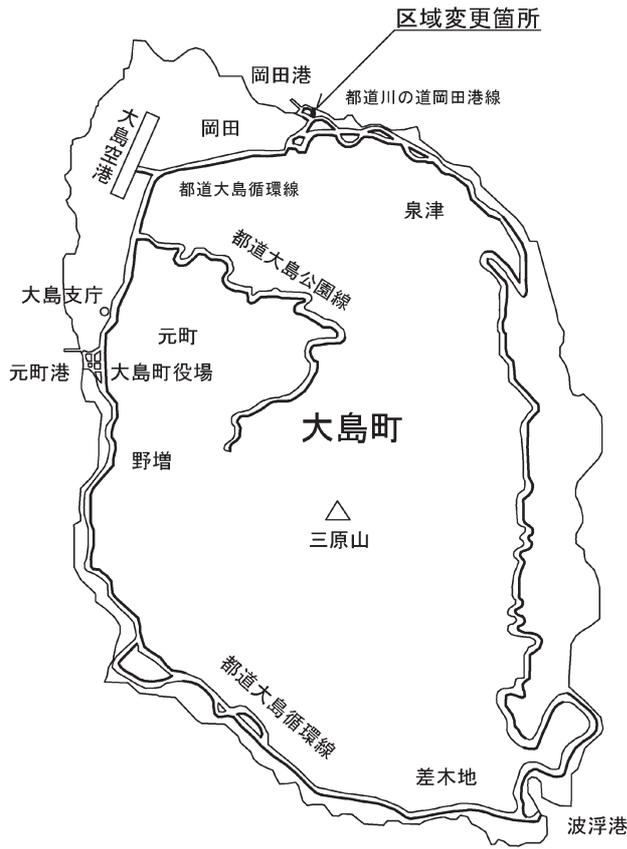
二 変更の区間 大島町岡田字苗ノ平百三番二地内から同所百十番地内まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道川の道岡田港線区域変更略図
大島町岡田地内

編入区域	都道
延長	五六・八六メートル
面積	七五九・八三平方メートル



告示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第四十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六
条第一項(同法第六条の三の規定によりその例によること
とされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があ
ったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称
等を次のとおり公表する。

令和八年二月二十四日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類(第1号)
日本保守党東京都第8区支部	大谷 司郎	桑原 知之	杉並区阿佐谷南1-14-5	R7. 10. 31	○	衆議院議員

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
大岩と明るい葛飾区を作る会	大岩 祐哉	大岩 祐哉	葛飾区西新小岩4-40-18	R7. 10. 10
大島を輝かせる会	河野 庸介	河野 やす子	大島町差木地1	R7. 10. 21
さいとうだいき後援会	齋藤 太伊輝	齋藤 太伊輝	町田市相原町1646-8	R7. 10. 31
東京の未来を考える会	藤崎 剛暉	藤崎 忍	墨田区向島5-43-18	R7. 10. 7
西野あきひろ後援会	西野 章宏	榎本 融一	日野市新町2-7-1	R7. 10. 24
林かずのり後援会	林 和範	林 和範	葛飾区新小岩3-3-13	R7. 10. 10
日野まち共創Lab	東 桜子	剣持 謙	日野市旭が丘2-8-16	R7. 10. 10
広田さくら応援団	広田 紗久良	広田 紗久良	葛飾区柴又4-9-16	R7. 10. 14
町田の対話をはぐくむ会	山木 瑞枝	山木 伸允	町田市下小山田町2106	R7. 10. 9
眞鍋恭治後援会	眞鍋 恭治	眞鍋 ゆかり	葛飾区立石5-27-12	R7. 10. 6
みらいフォーラム	河野 義博	河野 伸江	港区南青山3-1-36	R7. 10. 6
めぐろみらいラボ	加藤 綾子	加藤 利博	目黒区碑文谷3-17-13	R7. 10. 22
優心党	饗庭 真也	徳門 仁来	港区東麻布2-28-1	R7. 10. 21

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党大田総支部	松本 洋之	会計責任者の氏名	大橋 武司	岡元 由美	R7. 9. 26
公明党参議院東京選挙区第2総支部	山口 那津男	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	R7. 7. 28
国民民主党東京都第2区総支部	鳩山 紀一郎	主たる事務所の所在地	台東区雷門2-4-1	台東区上野3-2-2	R7. 10. 1
参政党東京第5支部	田中 秀直	代表者の氏名	田中 秀直	岡川 大記	R7. 10. 1
参政党東京第8支部	永井 漢	代表者の氏名	永井 漢	二見 丈士	R7. 10. 1
参政党東京第11支部	成平 誠二	会計責任者の氏名	伊藤 一弘	西田 陽代	R7. 10. 13
参政党東京第14支部	丹 悠	代表者の氏名	丹 悠	大賀 靖郎	R7. 10. 3
参政党東京第16支部	森本 博隆	会計責任者の氏名	鈴木 拓	中村 良太	R7. 10. 27
参政党東京第29支部	西島 直子	会計責任者の氏名	杉本 桂	柴田 夢海	R7. 10. 2
自由民主党荒川総支部	並木 一元	主たる事務所の所在地	荒川区町屋3-2-1	荒川区荒川3-37-1	R7. 10. 14
		代表者の氏名	並木 一元	北城 貞治	R7. 9. 1
自由民主党東京都第十四選挙区支部	松島 みどり	会計責任者の氏名	加藤 拓	高山 就造	R7. 10. 30
自由民主党東京都ときわ会支部	夏目 誠	代表者の氏名	夏目 誠	鈴木 椒也	R7. 10. 24
自由民主党日野総支部	土方 尚功	主たる事務所の所在地	日野市大字日野988	日野市高幡2-39	R7. 9. 25
		代表者の氏名	土方 尚功	西野 正人	R7. 9. 25
立憲民主党東京都第13区総支部	長妻 昭	主たる事務所の所在地	足立区梅田5-18-9	足立区梅田6-33-5	R7. 10. 20

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
いのくち幸子社会保障研究会	猪口 幸子	主たる事務所の所在地	葛飾区柴又4-9-16	葛飾区柴又7-1-10	R7. 9. 29
いわみなつよと日本を再生する会	布川 奈津代	主たる事務所の所在地	葛飾区お花茶屋2-16-12	葛飾区堀切7-21-10	R7. 10. 26
小野田紀美政経フォーラム	小野田 紀美	会計責任者の氏名	石原 千絵	山口 栄利香	R7. 10. 20

●東京都選挙管理委員会告示第四十一号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七

条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和八年二月二十四日
東京都選挙管理委員会

こいそ善彦後援会	小磯 善彦	主たる事務所の所在地	町田市図師町1335-1	町田市中町4-1-4	R7. 10. 3
江東東税理士政治連盟	横山 健幸	代表者の氏名	横山 健幸	森田 法隆	R7. 7. 4
権藤よしつぐを応援する会	権藤 良嗣	政治団体の名称	権藤よしつぐを応援する会	ゴンドウヨシツグを応援する会	R7. 10. 16
		主たる事務所の所在地	立川市富士見町3-9-7	立川市曙町2-34-6	R7. 10. 16
しぶや区民ファースト	森口 英晴	政治団体の名称	しぶや区民ファースト	新しい区長をつくる会	R7. 10. 16
心党大田	岡 高志	政治団体の名称	心党大田	これからもみんなが誇れる大田区をつくる会	R7. 10. 6
玉川医師政治連盟	池上 晴彦	会計責任者の氏名	鐵田 晃久	井上 豊乃	R7. 6. 20
東京司法書士政治連盟	近藤 徹	代表者の氏名	近藤 徹	大竹 由美子	R7. 8. 22
		会計責任者の氏名	中村 圭吾	近藤 徹	R7. 8. 22
東京俊友会	伊藤 俊輔	会計責任者の氏名	渡邊 智士	渡辺 智士	R7. 10. 1
東京都医師政治連盟立川支部	富上 雅好	代表者の氏名	富上 雅好	村上 幸人	R7. 5. 24
		会計責任者の氏名	菅家 奈保子	荘司 輝昭	R7. 5. 24
東京都医師政治連盟玉川支部	池上 晴彦	会計責任者の氏名	鐵田 晃久	井上 豊乃	R7. 6. 20
東京都医師政治連盟三鷹支部	渡邊 直幸	主たる事務所の所在地	三鷹市下連雀9-5-1	三鷹市上連雀7-11-7	R7. 10. 1
		代表者の氏名	渡邊 直幸	内原 正勝	R7. 10. 1
		会計責任者の氏名	古川 秋生	渡邊 直幸	R7. 10. 1
東京都歯科医師連盟三鷹支部	岡崎 真大	主たる事務所の所在地	三鷹市下連雀3-27-1	三鷹市下連雀4-15-33	R7. 10. 1
東京都宅建政治連盟新宿支部	宮城 清	会計責任者の氏名	内藤 工嗣	戸賀崎 克彰	R7. 9. 12
長島昭久を囲む税理士の会	渡辺 宏幸	主たる事務所の所在地	調布市調布ヶ丘2-15-1	調布市布田6-4-19	R7. 7. 15
		会計責任者の氏名	北谷 豪	高橋 直之	R7. 6. 25
有済会	鳩山 太郎	政治団体の名称	有済会	鳩山太郎後援会	R7. 10. 1
		主たる事務所の所在地	文京区白山2-25-2	文京区本郷5-23-12	R7. 10. 29

		国会議員関係 政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号 及び第二号に係る国会議員関 係政治団体	国会議員関係政治団体以外の 政治団体	R7. 10. 29
		公職の種類 (第一号)	衆議院議員		R7. 10. 29
		公職の候補者 の氏名及び公 職の種類(第 二号)	鳩山 太郎、衆議院議員		R7. 10. 29
初の女性区長と豊島を高め る会	野口 威光	代表者の氏名	野口 威光	片桐 昌英	R7. 9. 5
町田を見える化する会	宇野津 暢子	政治団体の名 称	町田を見える化する会	うのつぶこ後援会	R7. 10. 1
三菱自工労組政治活動委員 会東京支部	壘谷 衣都	代表者の氏名	壘谷 衣都	青山 直人	R7. 10. 1
		会計責任者の 氏名	鴨川 亮平	壘谷 衣都	R7. 10. 1
渡辺さとし後援会	渡邊 智士	代表者の氏名	渡邊 智士	渡辺 智士	R7. 10. 22

備考 従来、東京都選挙管理委員会に届出されていた世界を臨む江戸の会は、総務大臣に届出すべき政治団体となったものである。

●東京都選挙管理委員会告示第四十二号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十
七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったの
で、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公
表する。
令和八年二月二十四日
東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
公明党参議院東京選挙区第2総支部	山口 那津男	R7. 10. 3
自由民主党東京都江東区第二十六支部	豊島 成彦	R7. 9. 17
自由民主党東京都台東区第四十支部	児玉 武士	R7. 8. 22
自由民主党東京都中野区第三十三支部	生藤 健人	R7. 7. 31
日本維新の会参議院東京都選挙区第1支部	音喜多 駿	R7. 9. 29

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者	解散年月日
浅井なおゆき後援会	浅井 直之	R7. 10. 27
井沢邦夫後援会	込山 雄茂	R7. 9. 30
大塚たかあきサポーターズ・クラブ	大塚 隆朗	R7. 7. 20
小倉将信を囲む公認会計士の会	今村 了	R7. 10. 10
菅直人を応援する会	菅 直人	R7. 10. 27
北村イタル後援会	北村 造	R7. 10. 22
東京観友会	松岡 栄三	R7. 10. 3
とよしま成彦後援会	豊島 成彦	R7. 9. 17
中島よしお励ます会	中嶋 義雄	R7. 9. 30
初の女性区長と豊島を高める会	野口 威光	R7. 10. 29

●東京都選挙管理委員会告示第四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第九條第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第十九條の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和八年二月二十四日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
鳩山 太郎	衆議院議員	有済会	文京区白山2-25-2	R7. 10. 29
林 和範	区議会議員	林かずのり後援会	葛飾区新小岩3-3-13	R7. 9. 1
広田 紗久良	区議会議員	広田さくら応援団	葛飾区柴又4-9-16	R7. 9. 22
藤崎 剛暉	都議会議員	東京の未来を考える会	墨田区向島5-43-18	R7. 10. 1

●東京都選挙管理委員会告示第四十四号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十
 九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の
 異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定
 により、次のとおり公表する。
 令和八年二月二十四日
 東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
猪口 幸子	いのくち幸子社会保障研究会	主たる事務所の所在地	葛飾区柴又4-9-16	葛飾区柴又7-1-10	R7. 9. 29
布川 奈津代	いわみなつよと日本を再生する会	公職の種類	区議会議員	都議会議員	R7. 10. 26
		主たる事務所の所在地	葛飾区お花茶屋2-16-12	葛飾区堀切7-21-10	R7. 10. 26

●東京都選挙管理委員会告示第四十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和八年二月二十四日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
浅井 直之	浅井なおゆき後援会	R7. 10. 27
大塚 隆朗	大塚たかあきサポーターズ・クラブ	R7. 7. 20
豊島 成彦	とよしま成彦後援会	R7. 9. 17

公 告

都市計画道路事業の施行について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和八年二月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画事業の種類及び名称

二 施行者の名称

三 事務所の所在地

四 事業地の所在

別表

都市計画事業の種類及び名称	事業地の所在	事業認可の告示	所管事務所
---------------	--------	---------	-------

立川都市計画道路 路事業九・六・ 一号多摩南北線 及び福生都市計 画道路事業九・ 六・一号多摩南 北線	東京都東和市上 北台一丁目、芋窪 五丁目及び芋窪六 丁目並びに武蔵村 山市緑が丘、神明 三丁目、神明四丁 目、神明一丁目、 中央二丁目、中央 一丁目、本町一丁 目、本町二丁目、 三ツ藤一丁目、三 ツ木一丁目、三ツ 木二丁目、岸一丁 目及び中原三丁目 並びに西多摩郡瑞 穂町大字殿ヶ谷字 榎内川添、大字殿 ヶ谷字砂前川添、 大字石畑字二本榎、	令和七年 十一月二 十七日関 東地方整 備局告示 第二百三 十二号	北多摩 北部建 設事務 所
---	--	---	------------------------

大字石畑字砂前、
 大字武蔵、大字箱
 根ヶ崎字狭山、大
 字箱根ヶ崎字日光
 海道西及び大字箱
 根ヶ崎字加藤塚地
 内

都市計画道路事業の施行について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規
 定により、次のとおり公告する。

令和八年二月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画事業の
 種類及び名称

二 施行者の名称

三 事務所の所在地

四 事業地の所在

別表

都市計画事業の
 種類及び名称

事業地の所在

事業認可
 の告示

所管事
 務所

都市計画道路事業の事業計画の変更について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規
 定により、次のとおり公告する。

令和八年二月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画事業の
 種類及び名称

二 施行者の名称

三 事務所の所在地

四 事業地の所在

別表

都市計画事業の
 種類及び名称

事業地の所在

事業認可
 の告示

所管事
 務所

都市計画道路事業の事業計画の変更について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規
 定により、次のとおり公告する。

令和八年二月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画事業の
 種類及び名称

二 施行者の名称

三 事務所の所在地

四 事業地の所在

別表

都市計画事業の
 種類及び名称

事業地の所在

事業認可
 の告示

所管事
 務所

東京都

二 施行者の名称

三 事務所の所在地

四 事業地の所在

別表

都市計画事業の
 種類及び名称

事業地の所在

事業認可
 の告示

所管事
 務所

都市計画道路事業の事業計画の変更について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規
 定により、次のとおり公告する。

令和八年二月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画事業の
 種類及び名称

二 施行者の名称

三 事務所の所在地

四 事業地の所在

別表

都市計画事業の
 種類及び名称

事業地の所在

事業認可
 の告示

所管事
 務所

路事業三・二・
四号新青梅街道
線

地方整備局告示第
二百十号及び令和
三年関東地方整備
局告示第五十七号
の事業地のうち武
蔵村山市榎三丁目
及び本町一丁目に
おいて事業地を変
更し、武蔵村山市
三ツ藤一丁目を事
業地に追加する。

十一月二
十七日関
東地方整
備局告示
第二百三
十六号

北多摩
建設務
所

都市計画道路事業の事業計画の変更について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規
定により、次のとおり公告する。

令和八年二月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画事業の
種類及び名称

二 施行者の名称

三 事務所の所在地

四 事業地の所在

別表

都市計画事業の
種類及び名称

事業地の所在

事業認可
の告示

所管事
務所

立川都市計画道
路事業三・二・
四号新青梅街道
線

平成二十七年関東
地方整備局告示第
二百九号及び令和
三年関東地方整備
局告示第五十四号
の事業地のうち武
蔵村山市三ツ木一
丁目及び三ツ藤三
丁目において事業

令和七年
十一月二
十七日関
東地方整
備局告示
第二百三
十七号

北多摩
建設務
所

地を変更し、武蔵
村山市三ツ木二丁
目を事業地に追加
し、武蔵村山市榎
三丁目を事業地か
ら削除する。

都市計画道路事業の事業計画の変更について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規
定により、次のとおり公告する。

令和八年二月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画事業の
種類及び名称

二 施行者の名称

三 事務所の所在地

四 事業地の所在

別表

都市計画事業の
種類及び名称

事業地の所在

事業認可
の告示

所管事
務所

立川都市計画道
路事業三・二・
四号新青梅街道
線

平成二十八年関東
地方整備局告示第
六十五号及び令和
四年関東地方整備
局告示第十二号の
事業地のうち武蔵
村山市中原一丁目
及び岸一丁目にお
いて事業地を変更
し、武蔵村山市三
ツ木一丁目を事業
地に追加する。

令和七年
十一月二
十七日関
東地方整
備局告示
第二百三
十八号

北多摩
建設務
所

都市計画道路事業の事業計画の変更について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規
定により、次のとおり公告する。

令和八年二月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画事業の
種類及び名称

二 施行者の名称

三 事務所の所在地

四 事業地の所在

別表

都市計画事業の
種類及び名称

事業地の所在

事業認可
の告示

所管事
務所

福生都市計画道
路事業三・四・
四号新青梅街道
線及び立川都市
計画道路事業三
・二・四号新青
梅街道線

平成二十四年関東
地方整備局告示第
二百四十三号、平
成三十一年関東地
方整備局告示第百
三十三号及び令和
七年関東地方整備
局告示第五十五号
の事業地のうち西
多摩郡瑞穂町大字
武蔵及び大字石畑
字二本榎において
事業地を変更する。

令和七年
十一月二
十七日関
東地方整
備局告示
第二百三
十九号

北多摩
建設務
所

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
郵便番号
163-8001

定価
一冊五
〇〇円
(送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式
社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三二八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

